

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

平成12年の介護保険制度の創設から約20年が経過しました。介護保険サービスの利用者は格段に増加し、サービス提供事業者も大きく増えました。この間に幾度となく制度改正が図られ、介護保険制度は、支援や介護を必要とする高齢者と家族にとって必要不可欠なものとして普及、浸透してきたと言えます。

本市では、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年（令和7年）頃を念頭に置き、ピークに差しかかる需要に耐えられる医療・介護のしくみをつくるためにさまざまな取り組みを進めてきました。しかし、その先の2040年（令和22年）には65歳以上人口が最大となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる現役世代が急減することが指摘されています。そのため、来るべき2040年に備え、地域包括ケアシステムをより深化させていく必要があります。

本計画は、こうした趣旨のもと、これまでの計画の実績を評価しつつ、2025年と2040年を念頭に置きながら、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するため、その目標と方向性及び実現に向けた施策を示すために策定するものです。

また、本計画では、新型コロナウイルス感染症対策としての3密回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた取り組みが展開されるよう、実施方法の工夫に努めるとともに、感染状況を把握し、必要に応じた対応を行います。

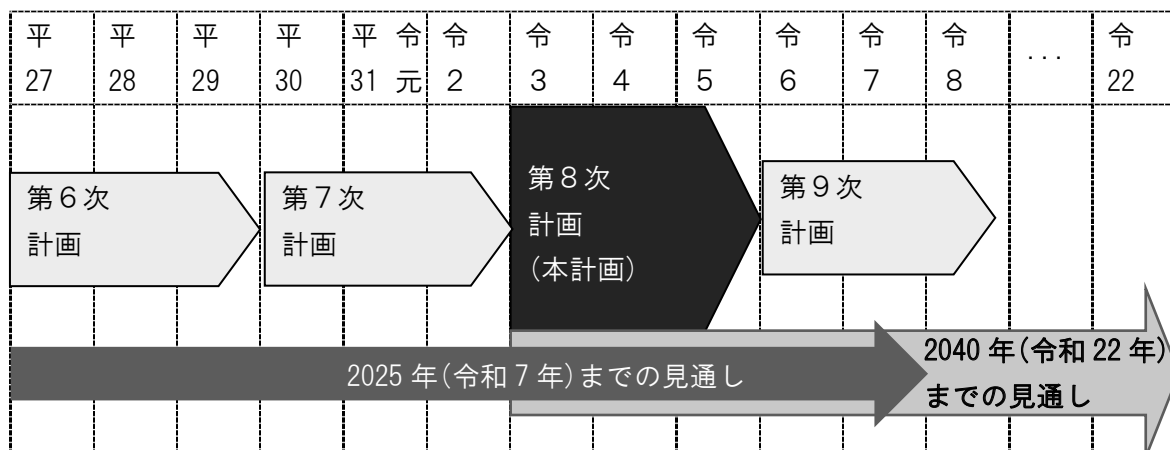
### 2. 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8第1項に基づく「老人福祉計画」の両計画を一体的に策定したものであり、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるとともに、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築という課題に対して、本市がめざすべき基本的な目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を示しています。

また、本計画は、市の最上位計画である「四日市市総合計画（2020～2029）」に則すことはもとより、福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめ、保健医療推進プラン、障害者計画、福祉・医療分野の計画に加え、市民協働促進計画、住生活基本計画、地域防災計画、県のみえ高齢者元気・かがやきプランや三重県医療計画など関連分野の計画との整合を図りながら策定するものです。

### 3. 計画の期間

本計画は、2025年（令和7年）と2040年（令和22年）を念頭に置き、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



本書では、例えば「第7次四日市市介護保険事業計画・第8次四日市市高齢者福祉計画」を「第7次計画」と表記し、以下同様とします。ただし、「第8次四日市市介護保険事業計画・第9次四日市市高齢者福祉計画」は「本計画」と表記します。

## 4. 計画の構成

---

### 第1章

計画の策定にあたって

### 第2章

第7次計画の成果と課題

### 第3章

高齢者を取り巻く状況

### 第4章

四日市市がめざす地域包括ケアのすがた

1. 計画の基本的な考え方

2. 地域包括ケアシステムの  
深化・推進に向けた基本  
目標

3. 日常生活圏域の設定

4. 地域包括ケアシステム  
を支える基盤の強化

### 第5章

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

1. 介護予防の推進と日常生活支援体制の整備

2. 医療と介護の連携

3. 認知症施策の推進と権利擁護

4. 介護保険サービスの充実と円滑な運営

### 第6章

介護保険サービスの事業量見込み

1. 介護サービス事業の見込み

2. 地域支援事業の見込み

### 第7章

介護保険料の算定

1. 事業費の見込み

2. 保険料(被保険者の負担額)の設定

### 第8章

計画の推進にあたって